

国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について

(令和2年7月13日制定)

第3 関係(投票人名簿の作成)

1 意向投票の告示の日において、外国出張中等にある者の投票資格の有無については、次表のとおりとする。

区分	投票資格の有無
長期国内出張者・長期国内研修者	○
外国出張者	○
海外研修旅行者	○
外国私事旅行者	○
病気休暇中の者	○
産前・産後休暇中の者	○
育児・介護休業中の者	○
自己啓発等休業中の者	○
役員兼業休職中の者	○
在外研究休職者(派遣休職者を含む。)	×
病気休職者	×
在籍出向中の者	×
備考 この表は、告示の日において、区分欄の状態にある場合の投票資格の有無を示し、「○」印は投票資格有、「×」印は投票資格無を示す。	

2 意向投票人が所属する部局については、次に定めるもののほか、当該投票人が所属する部局とする。

- (1) 学長及び理事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (2) 大学文書史料室、利益相反マネジメント室、リカレント教育推進室、戦略企画室、基金推進本部、
監査室及び内部統制室の職員・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (3) 学術研究推進機構の職員・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (4) 大学教育推進機構の職員(次号に規定する職員を除く。)・・・・・・・・国際文化学研究所
- (5) 大学教育推進機構(グローバル教育センター、みらい開拓人材育成センター)の職員・・・・・・・・事務局
- (6) 国際連携推進機構の職員・・・・・・・・事務局
- (7) デジタルバイオ・ライフサイエンスリサーチパーク推進機構の職員・・・・・・・・事務局
- (8) 附属図書館の職員(次号から第17号までに規定する職員を除く。)・・・・・・・・事務局
- (9) 社会科学系図書館の職員・・・・・・・・事務局
- (10) 自然科学系図書館の職員・・・・・・・・事務局
- (11) 人文科学図書館の職員・・・・・・・・人文学研究科
- (12) 国際文化学図書館の職員・・・・・・・・国際文化学研究所
- (13) 人間科学図書館の職員・・・・・・・・人間発達環境学研究所
- (14) 経済経営研究所図書館の職員・・・・・・・・経済経営研究所
- (15) 医学分館(保健科学図書室を除く。)の職員・・・・・・・・医学研究科
- (16) 保健科学図書室の職員・・・・・・・・保健学研究科
- (17) 海事科学分館の職員・・・・・・・・海事科学研究科
- (18) 附属学校部、附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校及び附属特別支援学校の職員・・・・・・・・事務局
- (19) バリュースクールの職員・・・・・・・・事務局
- (20) バイオシグナル総合研究センターの職員・・・・・・・・科学技術イノベーション研究科
- (21) 内海域環境教育研究センター(理学域)の職員・・・・・・・・理学研究科
- (22) 内海域環境教育研究センター(海事科学域)の職員・・・・・・・・海事科学研究科
- (23) 都市安全研究センター(医学域)の職員・・・・・・・・医学研究科
- (24) 都市安全研究センター(医学域以外)の職員・・・・・・・・工学研究科
- (25) 分子フォトサイエンス研究センターの職員・・・・・・・・理学研究科

- (26) 海洋底探査センター(理学域以外)の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・海事科学研究科
- (27) 海洋底探査センター(理学域)の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・理学研究科
- (28) 社会システムイノベーションセンターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・経済学研究科
- (29) 数理・データサイエンスセンターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (30) 計算社会科学研究センターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・経済経営研究所
- (31) 先端バイオ工学研究センターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・科学技術イノベーション研究科
- (32) 先端膜工学研究センターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・工学研究科
- (33) 未来医工学研究開発センター(工学域)の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・工学研究科
- (34) 未来医工学研究開発センター(医学域)の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・医学研究科
- (35) 次世代光散乱イメージング科学研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・工学研究科
- (36) ウェルビーイング先端研究センター(人間発達環境学域)の職員・・・・・・・・人間発達環境学研究科
- (37) ウェルビーイング先端研究センター(保健学域)の職員・・・・・・・・保健学研究科
- (38) 水素・未来エネルギー技術研究センターの職員・・・・・・・・・・海事科学研究科
- (39) 神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センターの職員・・・・・・・・事務局
- (40) 統合研究拠点の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (41) 研究基盤センターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (42) 環境保全推進センターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (43) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの職員・・・・・・・・事務局
- (44) キャリアセンターの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・国際文化学研究科
- (45) 安全保障輸出管理室の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (46) 安全衛生・環境管理統括室の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (47) 国際人間科学部(国際文化学域及び鶴甲第一キャンパス事務課)の職員・・・・・国際文化学研究科
- (48) 国際人間科学部(人間発達環境学域及び鶴甲第一キャンパス事務課以外の事務部)の職員・・・・・人間発達環境学研究科
- (49) 文理農等キャンパス事務部人文学研究科事務課の職員・・・・・・・・・・人文学研究科
- (50) 文理農等キャンパス事務部理学研究科事務課の職員・・・・・・・・・・理学研究科
- (51) 文理農等キャンパス事務部農学研究科事務課の職員・・・・・・・・・・農学研究科
- (52) 文理農等キャンパス事務部科学技術イノベーション研究科事務課の職員・・・・・科学技術イノベーション研究科
- (53) 社会科学系事務部法学研究科事務課の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・法学研究科
- (54) 社会科学系事務部経済学研究科事務課の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・経済学研究科
- (55) 社会科学系事務部経営学研究科事務課の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・経営学研究科
- (56) 社会科学系事務部国際協力研究科事務課の職員・・・・・・・・・・国際協力学研究科
- (57) 社会科学系事務部経済経営研究所事務課の職員・・・・・・・・・・経済経営研究所
- (58) 医学部の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・医学研究科
- (59) システム情報学研究科の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・工学研究科
- (60) 科学技術イノベーション研究科(医学域及び保健学域)の職員・・・・・・・・医学研究科
- (61) 産官学連携本部の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (62) 地域連携推進本部の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (63) DX・情報統括本部の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (64) カーボンニュートラル推進本部の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (65) ウェルビーイング推進本部の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (66) 学内兼務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本務の部局
- (67) 他部局勤務を命ぜられている者・・・・・・・・・・・・・・・・・・勤務を命ぜられている部局

3 投票人名簿の作成要領については、次のとおりとする。

- (1) 正副2部作成する。
- (2) 氏名の記載順序は、適宜に定めてもよい。
- (3) 意向投票人名簿の「照合」欄には、当日投票は「○」印を、不在者投票は「(不)△月△日」と、それぞれ記入のこと。

第9 関係(投票の管理者)

投票管理委員会が必要と認める場合、投票管理者の補助者を置くことができる。

附 則（令和2年7月13日）

- 1 この運用は、令和2年7月13日から実施する。
- 2 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について（平成30年7月23日制定）は、廃止する。

附 則（令和6年1月26日）

この運用は、令和6年4月1日から実施する。